

報告第 32 号

健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、  
平成28年度決算による健全化判断比率を、監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

平成29年9月4日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 平成28年度決算による健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	9.6	68.6

2 平成28年度盛岡市財政健全化審査意見書（別冊）

報告第 33 号

資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、  
平成28年度決算による資金不足比率を、監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

平成29年9月4日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 平成28年度決算による資金不足比率

特別会計の名称	資金不足比率(%)	備 考
水道事業会計	—	
下水道事業会計	—	
病院事業会計	—	
公設浄化槽事業費特別会計	—	
農業集落排水事業費特別会計	—	
中央卸売市場費特別会計	—	

2 平成28年度盛岡市経営健全化審査意見書（別冊）

報告第 34 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、  
同条第2項の規定により報告する。

平成29年 9月 4日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第9号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年 6月 9日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて  
次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 東京都千代田区永田町1丁目6番1号  
氏名 内閣総理大臣
- 2 損害賠償の額 金95,382円也
- 3 損害賠償の原因

平成27年度子ども・子育て支援交付金確定による返納金について、納付書を適切に收受しなかつたため、納付期限後に納付し延滞金が生じたことによる。

報告第 35 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、  
同条第2項の規定により報告する。

平成29年 9月 4日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

盛岡市都市公園条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年 6月 14日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市都市公園条例の一部を改正する条例

盛岡市都市公園条例（昭和52年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第17条中「第5条の3」を「第5条の11」に改める。

附 則

この条例は、平成29年 6月 15日から施行する。

報告第 36 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、  
同条第2項の規定により報告する。

平成29年 9月 4日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第9号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年 7月 18日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

1 損害賠償の相手方 住所

氏名

[REDACTED]

2 損害賠償の額 金25,240円也

3 損害賠償の原因

平成29年 4月 26日、盛岡市長田町地内において、市道長田町2号線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし車両を損傷したことによる。

報告第 37 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、  
同条第2項の規定により報告する。

平成29年9月4日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第  
180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第9号の規定により、次のとお  
り専決処分する。

平成29年7月18日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 [REDACTED]  
氏名 [REDACTED]
- 2 損害賠償の額 金 4,000円也
- 3 損害賠償の原因

平成29年4月28日、盛岡市上鹿妻地内において、市道上鹿妻6号線を自動車で走行中、道路上  
に発生していた穴ぼこに車輪を落とし車両を損傷したことによる。

報告第 38 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、  
同条第2項の規定により報告する。

平成29年 9月 4日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第9号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年 7月18日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

1 損害賠償の相手方 住所

氏名

[REDACTED]

2 損 害 賠 償 の 額 金25,000円也

3 損害賠償の原因

平成29年5月17日、盛岡市永井地内において、市道岩手飯岡駅前通線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし車両を損傷したことによる。

報告第 39 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、  
同条第2項の規定により報告する。

平成29年 9月 4日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第9号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年 7月18日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

1 損害賠償の相手方 住所

氏名

2 損害賠償の額 金42,000円也

3 損害賠償の原因

平成29年 6月 4日、盛岡市上鹿妻地内において、市道上鹿妻6号線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし車両を損傷したことによる。

報告第 40 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、  
同条第2項の規定により報告する。

平成29年 9月 4日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

盛岡市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正について、地  
方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第  
2条第7号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年 7月 21日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正  
する条例

盛岡市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例（平成28年条例第48号）  
の一部を次のように改正する。

第2条中「第5条第19項」を「第5条第18項」に改める。

附 則

この条例は、平成29年 7月 24日から施行する。

報告第 41 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、  
同条第2項の規定により報告する。

平成29年9月4日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第9号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年7月21日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

1 損害賠償の相手方 住所

氏名

2 損害賠償の額 金 330,247円也

3 損害賠償の原因

平成28年8月30日、盛岡市好摩字上山地内において、市有地内の立木が強風により倒木しトラクタを損傷したことによる。

報告第 42 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、  
同条第2項の規定により報告する。

平成29年 9月 4日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第9号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年 7月21日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

1 損害賠償の相手方 住所 [REDACTED]  
氏名 [REDACTED]

2 損害賠償の額 金64,908円也

3 損害賠償の原因

平成28年8月30日、盛岡市好摩字上山地内において、市有地内の立木が強風により倒木し排気ダクト部品を損傷したことによる。

報告第 43 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、  
同条第2項の規定により報告する。

平成29年9月4日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第9号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年7月25日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

1 損害賠償の相手方 住所

氏名

2 損害賠償の額 金14,202円也

3 損害賠償の原因

平成29年6月3日、盛岡市上鹿妻地内において、市道上鹿妻6号線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし車両を損傷したことによる。

報告第 44 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、  
同条第2項の規定により報告する。

平成29年 9月 4日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第9号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年 7月 25日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

1 損害賠償の相手方 住所

氏名

[REDACTED]

2 損害賠償の額 金37,000円也

3 損害賠償の原因

平成29年 6月 4日、盛岡市上鹿妻地内において、市道上鹿妻6号線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし車両を損傷したことによる。

報告第 45 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、  
同条第2項の規定により報告する。

平成29年9月4日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第9号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年8月1日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

1 損害賠償の相手方 住所

氏名

[REDACTED]

2 損害賠償の額 金 237,920円也

3 損害賠償の原因

平成29年5月8日、盛岡市上堂四丁目地内において、道路上の街路樹が強風で倒れ、市道上堂二丁目青山四丁目線で信号待ちをしていた車両を損傷したことによる。

報告第 46 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、  
同条第2項の規定により報告する。

平成29年 9月 4日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第9号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年 8月 1日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

1 損害賠償の相手方 住所

氏名

2 損害賠償の額 金 9,200円也

3 損害賠償の原因

平成29年 6月 5日、盛岡市上鹿妻地内において、市道上鹿妻6号線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし車両を損傷したことによる。

報告第 47 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、  
同条第2項の規定により報告する。

平成29年9月4日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第9号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年8月2日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 [REDACTED]  
氏名 [REDACTED]
- 2 損害賠償の額 金 7,000円也
- 3 損害賠償の原因

平成29年6月3日、盛岡市上鹿妻地内において、市道上鹿妻6号線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし車両を損傷したことによる。

報告第 48 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、  
同条第2項の規定により報告する。

平成29年 9月 4日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第9号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年 8月 2日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

1 損害賠償の相手方 住所

氏名



2 損 害 賠 償 の 額 金73,861円也

3 損害賠償の原因

平成29年 7月 4日、盛岡市盛岡駅西通一丁目地内において、市道太田橋中川町線から市道外へ自動車を乗入れる際、歩道上のブロックが跳ね上がり車両を損傷したことによる。

報告第 49 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、  
同条第2項の規定により報告する。

平成29年9月4日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第  
180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第9号の規定により、次のとお  
り専決処分する。

平成29年8月8日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

1 損害賠償の相手方 住所

氏名

2 損害賠償の額 金 146,340円也

3 損害賠償の原因

平成29年5月3日、盛岡市葛川字亀橋33番4地内の岩手県立岩洞湖家族旅行村オートキャンプ  
場において、相手方が設置したテント及びテーブルに朽ちた立木が倒れ込み、損傷させたことによ  
る。

報告第 50 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、  
同条第2項の規定により報告する。

平成29年 9月 4日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第9号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年 8月 9日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- |            |           |            |
|------------|-----------|------------|
| 1 損害賠償の相手方 | 住所        | [REDACTED] |
|            | 氏名        | [REDACTED] |
| 2 損害賠償の額   | 金 7,600円也 |            |
| 3 損害賠償の原因  |           |            |

平成29年 2月24日、盛岡市永井地内において、市道盛南線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし車両を損傷したことによる。

報告第 51 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、  
同条第2項の規定により報告する。

平成29年 9月 4日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第9号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年 8月 17日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 [REDACTED]  
氏名 [REDACTED]
- 2 損害賠償の額 金43,114円也
- 3 損害賠償の原因

平成29年 5月 7日、盛岡市日戸地内のサクラパーク姫神で行われたオオヤマザクラまつりにおいて、出演者の着替え用に設置したテントが強風により倒壊し、テント内に収納していた相手方の三味線ケース等を破損させたことによる。

報告第 52 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、  
同条第2項の規定により報告する。

平成29年 9月 4日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第9号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年 8月 17日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

1 損害賠償の相手方 住所 [REDACTED]  
氏名 [REDACTED]

2 損害賠償の額 金28,000円也

3 損害賠償の原因

平成29年 6月 4日、盛岡市飯岡新田地内において、市道盛南線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし車両を損傷したことによる。

報告第 53 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、  
同条第2項の規定により報告する。

平成29年9月4日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第  
180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第9号の規定により、次のとお  
り専決処分する。

平成29年8月18日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

1 損害賠償の相手方 住所

氏名

2 損害賠償の額 金29,160円也

3 損害賠償の原因

平成29年7月8日、盛岡市中央公民館大会議室において、展示設備の破損により相手方の書額  
縁が落下し、破損させたことによる。